

税制改正及び 土地住宅政策に関する 提言書

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 (公社)徳島県宅地建物取引業協会

平成 29 年度税制改正及び土地住宅政策に関しまして、下記事項を要望 いたしますので、その実現方をお願い申し上げます。



税制関係

1. 適用期限を迎える各種税制特例措置の延長

以下の特例措置については、いずれも国民の住宅取得支援、良質な住宅の供給・流通促進を図るうえで不可欠な措置であることから、適用期限を延長すること。

(1) 住宅用家屋に係る登録免許税の軽減措置の延 長

住宅用家屋の所有権移転登記等に係る登録免許 税の軽減税率(平成29年3月31日)を延長するこ と。

(2) 土地の売買に係る登録免許税の軽減税率の据え置き

土地売買の所有権移転登記に係る登録免許税の 軽減税率について、現行の税率(1.5%)を平成 29年4月1日以降も当面据え置くこと。

(3) 中古住宅の買取再販に係る不動産取得税の特 例措置の延長

宅建業者が中古住宅を買い取り、一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を販売する場合の、宅建業者の中古住宅取得に係る不動産

取得税の軽減税率(平成29年3月31日)を延長すること。

(4) 特定の事業用資産の買換特例

特定の事業用資産に係る長期保有土地等から土地建物等への買換えについて、課税の繰り延べを認める特例措置の適用期限(平成29年3月31日)を延長すること。

(5) その他適用期限を迎える各種税制特例措置の 延長

- ①優良住宅地の造成等のために土地等を売った 場合の税率軽減の特例……平成28年12月31日
- ②法人の土地譲渡重課制度及び個人の不動産業 者等に係る土地譲渡益重課制度の適用停止措 置……平成29年3月31日

2. 低未利用不動産の有効活用・発生抑制のため の流通税に係る特例措置の拡充

低未利用不動産の有効活用・発生抑制に資する ため、不動産取得時の登録免許税・不動産取得税 に係る特例措置を拡充すること。

3. 既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充 良質な住宅ストックの形成に向け、長期優良住 宅化リフォームを促進するための税制上の特例措置を講ずるとともに、省エネ改修促進税制の適用要件(全ての窓の改修)を合理化する等の措置を講ずること。

4. 住宅ローン控除等の要件の緩和

(1) 築年数要件の廃止

住宅ローン控除、登録免許税の特例、住宅取得 資金等贈与制度等の築年数要件(20年または25年) を廃止し、不動産取得税と同様に昭和57年1月1 日以降に新築されたもの又は耐震基準適合証明が なされたものを特例の適用対象とすること。

(2) 床面積要件の引下げ

今後ひとり暮らし世帯の増加が予想されることから、住宅ローン控除、登録免許税の特例、住宅取得資金等贈与制度等の床面積要件(50㎡以上)を引下げること。

5. 中古住宅の買取再販に係る特例措置の拡充

中古住宅の買取再販に係る登録免許税および不 動産取得税の特例措置について、それぞれ住宅の 敷地に係る軽減措置を創設すること。

6. 軽減税率導入の検討

消費税引上げを住宅にそのまま適用することは、 国民生活の基本的要素である住宅の取得をおびや かすこととなるため、今後住宅に係る軽減税率の 導入を検討すること。

7. 総合的な流通課税の見直し

既存住宅流通促進に資するため、不動産取得税の廃止を含む抜本的見直し、不動産譲渡契約書等に係る印紙税の廃止、住宅ローン控除の拡充など総合的な流通課税の見直しを検討すること。

政策関係

1. 空き家所有者情報の開示

急増する空き家の流通を促進等するため、住宅

ストック流通の担い手である宅地建物取引業者に対して、空き家所有者に係る固定資産税情報を開示できる仕組みを構築すること。

2. 空き家・既存住宅流通活性化のための媒介報酬の見直し

宅建業者が受けることができる報酬額を定める報酬告示は昭和45年より変わっていない。昨今の空き家・既存住宅流通活性化の必要性の高まりや、宅建業法の改正等により宅地建物取引業者の役割が増大していることに鑑み、消費者の負担にも配慮しつつ、実態に見合った報酬額規定への見直しを検討すること。

3. 農地法の改善

農地法第5条の農地転用許可制度について、以下の見直しを行うこと

- ①現行制度では、非線引き都市計画区域で用途 地域の定めのない区域においては、宅地造成 のみの転用は許可されないこととなっている が、建築条件付の宅地分譲等当該宅地が遊休 化する可能性が少ない場合や周辺の宅地化が 相当程度進んでいる場合には、転用が許可さ れるよう転用基準を見直すこと。
- ②都市計画区域内の市街化調整区域について、 都市計画法第34条11号及び12号に伴う開発許 可を得た場合には、宅地造成のみの転用を許 可すること。
- ③非線引き都市計画区域内の用途地域の定めの ある区域内においては、農地転用手続きを許 可制でなく届出制にすること。

4. 不動産登記制度の改善

不動産流通コストの軽減及び取引の円滑化を図るため不動産登記制度について、以下の改善を行うこと。

- ①登記事項証明書等の交付手数料等を引き下げ ること。
- ②インターネット登記情報提供サービスによって提供される登記情報について、法務局の窓

口にて交付される登記事項証明書と同様の証明機能を付与すること。

5. 定期借家制度の改善

住宅ストックの有効活用を図るため、定期借家 制度について以下の見直しを行うこと。

①居住用建物について、当事者が合意した場合 には普通借家から定期借家への切替えを認め ること。

②契約締結の際の書面による事前説明義務を廃止すること。

6. 不動産任意売却促進を図るための法整備

複数の担保権等が設定されている不動産の任意 売却を促進し、不動産流通活性化を図るため必要 な法整備を行うこと。

